

令和8年度

石垣市水道事業会計予算書

石垣市

## 目 次

1	令和8年度石垣市水道事業会計予算	1
2	予算に関する説明書	
(1)	令和8年度石垣市水道事業会計予算実施計画	3
(2)	令和8年度石垣市水道事業会計予定 キャッシュ・フロー計算書	5
(3)	給与費明細書	6
(4)	債務負担行為に関する調書	10
(5)	令和7年度石垣市水道事業予定損益計算書	11
(6)	令和7年度石垣市水道事業予定貸借対照表	12
(7)	令和8年度石垣市水道事業予定貸借対照表	14
(8)	注 記	16

## 令和8年度石垣市水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和8年度石垣市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水戸数	30,052	戸
(2) 年間総給水量	9,133,132	m <sup>3</sup>
(3) 1日平均給水量	25,022	m <sup>3</sup>
(4) 主要な建設改良費		
原水及び浄水設備費	79,000	千円
配水設備拡張費	163,909	千円
配水設備改良費	126,659	千円
営業設備費	6,390	千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入

第1款 水道事業収益	2,157,446	千円
第1項 営業収益	1,738,371	千円
第2項 営業外収益	404,837	千円
第3項 特別利益	14,238	千円

支出

第1款 水道事業費	2,127,850	千円
第1項 営業費用	1,971,849	千円
第2項 営業外費用	127,933	千円
第3項 特別損失	68	千円
第4項 予備費	28,000	千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額372,736千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額8,260千円、減債積立金100,000千円、建設改良積立金100,000千円及び損益勘定留保資金164,476千円で補填するものとする。)

収入

第1款 資本的収入	413,650	千円
第1項 企業債	134,717	千円
第2項 負担金	89,498	千円
第3項 他会計からの長期借入金	0	千円
第4項 固定資産売却代金	0	千円
第5項 補助金	189,435	千円
第6項 出資金	0	千円
第7項 その他資本収入	0	千円

支出

第1款 資本的支出	786,386	千円
第1項 建設改良費	375,958	千円
第2項 企業債償還金	405,428	千円
第3項 投資その他資産	0	千円
第4項 予備費	5,000	千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事項	期間	限度額
出納取扱金融機関事務手数料	令和9年度から令和10年度まで	605千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
建設改良費	千円 134,717	証書借入	年5%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金については、利率見直し後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、企業財政その他の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換することができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、200,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

1. 水道事業費
  - (1) 営業費用
  - (2) 営業外費用
  - (3) 特別損失
2. 資本的支出
  - (1) 建設改良費
  - (2) 企業債償還金

(議会の議決を経なければ流用することができない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 353,657千円

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、22,300千円と定める。

令和8年2月27日提出

石垣市長 中山 義 隆